

特集 子どもの権利条約フォーラム 2017 in 信州

信じよう！子どもの力、大人の心

はんだ ひろし
半田 裕（子どもの権利条約フォーラム 2017 in 信州実行委員長）



2017年12月2日、3日に長野県茅野市にて「子どもの権利条約フォーラム 2017 in 信州」が開催され、全国から約400人の皆様にご参加いただきました。

今回は「信じよう！子どもの力、大人の心」をテーマに、子どもたちによるバンド演奏、権利の演劇、権利クイズなどのオープニング、前川喜平氏による講演会「子どもの力を信じ、応援する大人として何ができるか」、子ども運営委員会によるウォークラリー形式で子どもの権利を学べる「こどけんRPG～権太君の冒険～」、全国で活動する子どもたちによる活動発表とど

んな権利があったらいいかについてのディスカッション、2日目の20の分科会も含めて盛り沢山のフォーラムでした。

このフォーラムの開催のために30人の子ども実行委員と60人のおとなたちが2年近く一緒に準備を進めてきました。そんな子どもとおとなの想いが詰まったフォーラムの参加者の方から以下のような感想をいただきました。

「子どもの権利というと子どもたちが“こんなおとなは嫌だ！”“もっと自分たちのことを考えてほしい！”といった子どもたちからおとなへのメッセージが

NEWS LETTER No.130 CONTENTS

特集 子どもの権利条約フォーラム 2017 in 信州

○信じよう！子どもの力、大人の心	1
○子どもが不適応ではなく、学校が子どもに不適応！	2
○分科会（A10）共に住みやすい地域を作るための 子どもと大人のよりよい関わり方	3
○分科会（B6）まつもと子ども未来委員会の活動と子ども参加	4
○分科会（B9）「スマホ社会と子どもの権利」～きみはどうつきあう～	5
○子どもの権利条約第4・5回政府報告に対する NGOレポートと報告制度の効果的活用	6

○4歳児の声も聴きとる、 ドイツの子ども・若者の社会参加	8
---------------------------------	---

○＜全国初！指定管理者選定委員会への子ども参加＞ から思う子どもの意見表明とまちづくり	9
--	---

ネパール・サンウォル市の子どもの声をいかしたまちづくり

○「子どもクラブ」と子どもにやさしい地方行政①	10
-------------------------	----

再掲載

○「子どもにやさしいまち」と「ワンピース」	11
-----------------------	----

本の紹介

○『教育機会確保法誕生』	12
--------------	----

強調され、子どもとおとなの対立や、子どもを応援しているおとなとそうではないおとなの対立になることも多々あります。でも今回のフォーラムは参加している子どもたちもおとなを信頼していて、またそれを見守るおとなたちもたくさんいるんだなと感じました。こんな雰囲気でも子どもの権利を理解してくれる人が広がっていけばと思いました。」

この感想をいただいたとき、子どもたちが考えた「信じよう！子どもの力、大人の心」に込められた願いが参加者の方に伝わったのかなと嬉しくなりました。

また、他にも「元気いっぱいの子供達の姿をみて感動しました。」「長野県の子供達はみんな元気ですね！」といった感想もいただきました。僕もこ

のフォーラムで子どもたちのキラキラとした姿を見られたことをとても嬉しく思います。とはいえ今回関わってくれた子たちも初めからみんなが元気いっぱいだったわけではありません。目には見えないだけでいろいろな背景を持っている子もいます。元気な子もそうでない子も、困っている子もそうでない子も、誰のため彼のためではなく子どもたちがみんな笑顔になる方法の一つが子どもの権利条約やフォーラムなのかなと思います。

どんな子なのかは関係なく子どもたちみんなに当たり前にある子どもの権利がこれからも保障されるように、今回のフォーラムを再スタートとして子どもの力とおとなの心を信じていけたらと思います。

基調講演

子どもが学校不適應ではなく、 学校が子どもに不適應！



まえかわ きへい
前川 喜平（前・文部科学事務次官）

時の人、前川喜平さんの基調講演は、楽しくかつ明快でした。制約だらけの国家公務員を退職され、すべての権利を行使できる一個人、一自由人になれてうれしくて仕方がないという様子。開放感がみなぎり、夜間中学での活動や、文科省に精通してのお話は、教育の原理・原点に通じるものでした。以下前川さんの講演の要旨です。

<教育から学習への転換>

よく「教育」と「学習」は対で使われますが、実は「教育」という主体はおとなや先生で、「学習」の場合は主体が子どもであり、それは天動説から地動説に転換するほどの違いです。

そういう意味で 1980 年代の臨時教育審議会答申は、中曽根さんの意に反して教育の方向性を大きく変えたといえます。この臨教審答申は、個人の尊厳を原則の一つとしており、国家社会のための教育でなく、あくまで個のためのもの、それは憲法の考え方を改めて鮮明にしたものでした。生涯教育は「生涯学習」と呼び変えられ、学校教育も個人の生涯学習体系に位置づけられました。学校は生涯学習の一環であり、生涯にわたって学び続ける力を子どもにつけるのが学校の役割だと再定義されました。

「ゆとり教育」は知識をつめこむ時間でなく、自ら学びたいから学ぶための「ゆとり」として位置づけられ、学力低下だと筋違いの攻撃はあったものの、今文部科学省が言っている「アクティブラーニング」もその流れとなっています。

夜間中学では、そこに学ぶ老若男女の生徒が、学ぶことは楽しいと言っている。それなのに昼間の中高生は勉強が嫌で仕方がない。そ

にはカリキュラムに問題があると感じています。例えば、高校の数学は必修でなくてもよいのではないか、国語の漢字は、夜間中学で扱っているような「生活基本漢字 381 字」というように絞ってもよいのではないか、など個人的には思っています。

日本の子どもの学力は常に上位を保っていますが、おとなになつての学力は下から 2 番目、日本のおとなは学校を出たら勉強は終わりという感があり、勉強しないおとなの「おまかせ民主主義」になっているのが実情です。

<子どもが学校に適合しないのではなく、学校が子どもに適合しない>

2016 年 12 月に成立した「教育機会確保法」は画期的な法律です。

第 1 に年齢・国籍にかかわらずそれぞれに応じて教育機会を確保するとあります。憲法 26 条の「すべての国民は」という言葉は、「すべて人は」と置き換えて解釈すべきです。

第 2 に学校以外に学ぶ場はないという考えから、義務教育の機会を学校外まで広げて公的支援をするとしたことです。

第 3 は不登校を問題行動ととらえないことです。すべて学校復帰という考えをとらず、不登校の子にとって休むことが必要と認めました。

憲法 26 条 2 項の普通教育を受けさせる義務を負うというのも、あくまで普通教育であって学校とは限りません。それをイコール学校としたのは、戦時立法である 1941 年の国民学校令からあって、それ以前は学校外の教育が認められていました。



日本の学校は、軍隊の影響が強く集団主義的・画一的にできていて、もとをただせば制服も号令もみな軍隊式にできているのだから、もともと一人一人の子どもには不向きです。子どもが学校に適應しないのではなく、学校が子どもに適應していないのです。

<子どもの持っているマイノリティ性に着目>

学校の先生は、子どもの持っているマイノリティ性を大切にしてほしい。知覚障害、発達障害、LGBT、食物アレルギー、吃音、色覚異常、アトピー、不登校、外国人、左利き、自転車がこげない、泳げない、沖縄県民であること、思想的マイノリティ…さまざまなマイノリティ性があるのだから、そこに着目してほしいと思います。

<質疑応答から>

前川さんの話は残念ながら最後は駆け足で時間切れとなりましたが、質疑応答の時間がありました。ネットワーク林大介さんの「子どもの権利条約が学校現場や教育委員会に入っていくにはどうしたらよいか」という質問に、前川さんは、教員養成に盛り込んでいく、そういうことをする文科省、政府をつくっていく、心ある先生たちとそういう考え方を共有していく…でも先生たちは忙しいから無理かな…ウーム…と簡単に結論は出ず、私たちとともに悩みを共有してくださいました。このやさしい前川さんだからこそ、あのような勇気ある行動がとれたのだと思いました。

(文責：喜多陽子)

分科会の活動から

2 日目 (12 月 3 日) の分科会は、午前中 11 分科会、午後 9 分科会、合計 20 分科会に分かれて活発な議論が交わされました。子どもの権利条約ネットワークは、「18 歳選挙と意見表明」(松本工業高校生の請願活動など)と「子どもの権利条約入門ワークショップー子どもの権利について」の 2 分科会を企画運営しました。このコーナーでは、以下、3 つの分科会を紹介していきたいと思います。(編集部)

分科会
A10

共に住みやすい地域をつくるための 子どもと大人のよりよい関わり方

やじま 矢島 満亘 (ぼくらの未来プロジェクト 高校3年)

茅野市ぼくらの未来プロジェクトでは、茅野市子ども会議として毎年開催されている「愛してるぜ茅野ミーティング」をフォーラムの分科会として行い 120 名のみなさまにご参加いただきました。

「茅野市ぼくらの未来プロジェクト」は茅野市のまちづくりについて考えている中高生の団体です。今回の分科会では未来プロジェクトの活動発表と全国から集まった皆さんとの意見交換を企画しました。

まずは活動発表です。今年行った未来プロジェクトの活動は大きく 2 つあります。

1 つ目は、自分達で考えて自由に遊ぶことのできる「ぼくらのプレイパーク」です。このプレイパークは 2015 年から毎年 2 回ほど開催しており、毎回 200 人以上が訪れる未来プロジェクトの人気企画です。今年は、茅野市で行なわれた「縄文まつり」の一角に設置し、メンバーが手作したハンモックやモンキーロープ、けん玉などの昔遊びのコーナー、たき火での持ち寄りみそ汁のコーナーを設置しました。僕たちがプレイパークを始めたきっかけは、メンバーの中から「最近の子ども達は外遊びの機会が少なく、市内の公園もあまり活用されていない」という意見です。こうして子どもやおとなが楽しく遊んでいる姿を見ると、やって良かったなと思います。

2 つ目は、古本カフェです。これは、最近市内の大型書店がなくなってしまう、本と触れ合う機会が少なくなってしまう企画をしました。ただの古本カフェだけではなく、地域の方と関わる機会にしたいということで、地元のおばあちゃんの会と、茅野市の特産である棒寒天での天寄せ作りも行いました。カフェではその天寄せと、地元企業のパンやクッキーなども一緒にふるまいました。古本は市内の方から寄付をいただき 3400 冊もの本が集まり、当日は約 300 名の来場者がありました。来てくれた方には本を持って帰ってもらう代わりに寄付をお願いし、その寄付金で地元の病院の子ども用図書を実装させるために、本棚と本の寄贈を行ないました。

今後も、冬の茅野市を盛り上げるために星空観察やイルミネーションなど

の活動を行なっていく予定です。

活動発表の後にはグループディスカッションを行いました。今回は、ワールドカフェの形式で、「共に住みやすい地域をつくるための子どもとおとなのよりよい関わり方」をテーマに話し合いました。

このテーマにした理由は、子どもの権利条約フォーラムのテーマが「信じよう！子どもの力、大人の心」であるということもありますが、一番の理由として、僕達の今までの活動にあります。今までの活動を振り返ってみると、僕達はたくさんのおとなと関わり合いながら活動を行ってきました。未来プロジェクトは、自分達のやりたいことを企画して実行するグループですが、おとなの理解や協力がなければ活動を行うことができません。ですから、僕達の活動はたくさん理解してくれるおとながいるという上に成り立っています。そこで、今回のミーティングで子どもとおとなの関わりについて話し合うことでさらに未来プロジェクトの活動がよりよくなるのではないかと思います。今回のテーマを設定しました。



今年のミーティングはワールドカフェという自由な形式の話し合いだったので、とてもリラックスした雰囲気でした。僕は、全体進行ということもあり、全てのテーブルを見て回ることができました。その中で、一番多くでていたのが、「あいさつ」です。おとなからは通学路に立って登下校中の子どもたちにあいさつをすると元気よくあいさつを返してくれて嬉しかった、などの意見が多くみられました。僕もあいさつはおとなと子どもがよりよく関わるための第一歩がこのあいさつになるのかなと感じました。

僕は、今回子どもの権利条約フォーラムで分科会を企画しましたが、一番嬉しかったことは、毎年茅野市で行われているわけではない全国から人

が集まるフォーラムに運営側として携わることができたことです。さらに、今までは子どもの権利条約をあまり知らなかったので、このフォーラムで子どもの権利をより深く知ることができました。そして何よりもよかったと思うのは、このフォーラムに参加したことで、自分の人脈がさらに広がったことです。小中高生は

もちろんおとなの方とたくさん知り合うことができました。今回のフォーラムは、テーマにもあるように本当におとなと子供が一緒に作り上げられたと思います。この経験は一生の宝物です。



まつもと子ども未来委員会の活動と子ども参加

分科会
B6

第3期まつもと子ども未来委員会

まつもと子ども未来委員会は、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもたちの意見表明・参加の促進を目的とした委員会です。第3期となる今年は、平成29年4月から平成30年3月まで、小学5年生から高校3年生の委員37名で活動しています。

今年は、県内で「子どもの権利条約フォーラム」が開催されると聞き、子どもの権利条約に基づいて設置された委員会として、分科会をひとつ企画することを決定しました。

分科会の内容検討

フォーラム分科会の内容を何にするか、委員で話し合いました。委員からは、「未来委員会の活動をもっと良くしたい」「毎年行っている市への提言のレベルを上げたい」という意見が出ました。どうしたら未来委員会の活動がもっと良くなるのか、未来委員会の課題を自分達で探してみると、「委員会に応募した人は多いのに、実際に委員会に出席する委員が少ない」「委員会に、中高生が少ない」という課題があり、それらの課題の根本には、未来委員会の知名度が低いという原因があるのではないかと考えました。

そこで、今回の分科会では、未来委員会からの活動報告をふまえ、活動を更に良くしていくために、委員会の知名度を上げるにはどうしたらいいか、委員と参加者の皆さんとで話し合うことにしました。



当日の分科会

フォーラム2日目の午後、未来委員会は分科会を行いました。司会である2人の委員の進行のもと、分科会が進められ、全体での活動発表を終えると、3つのグループに分かれた話し合いが行われました。グループ長である委員がそれぞれのグループの話し合いを進行します。意見は付箋に書いてもらい、模造紙に貼っていき、似た意見同士でまとめていく予定でしたが、話し合いに熱中し、まとめて追いつかないグループもありました。

普段の委員会では、同年代の子ども同士で意見交換をしているため、おとなを交えた話し合いの経験は少ないのですが、緊張するどころか、物怖じすることなく自分の意見を発言していく委員の姿や、別の自治体で似た活動をしている高校生の意見を興味深げに聞いている姿が印象

にしざわ みずえ
西澤 瑞恵（松本市役所こども育成課）
まつもと子ども未来委員会 委員

的でした。

参加した委員からの感想（2日間を通して）

「こどけんRPG～権太君の冒険～」では、権太君の心を支配しているブラック権太をたおすという設定が面白いと思いました。実際に市民館や駅の中をめぐるシールをもらうのも楽しかったし、「こういうことなんだあ」と、この間の交流会のときより、さらに、くわしく「子どもの権利」について学ぶことができました。（中略）分科会では、「LINEを上手に使ったらどうか」や、「平日に何人かで学校に行き呼ばかけたらどうか」というような意見もでてきて「それは難しいから、DVDやCDを使って校内放送したり、LINE以外にも、InstagramやSNS、ツイッター等のインターネットを活用すればいいんじゃないか」という案もでてきて、参考になりました。これをなるべく使って、もっとPRしていきたいです。

（12歳 小学生）

私は、初めて、こんな1泊2日のイベントに参加して、とっても楽しかったです。ただまじめに権利について学ぶのではなく、楽しみながら参加することができ、沢山のグループの人も色々な企画を考えていて、おどろきました。まず、1日目で楽しかったのは、活動発表＆ディスカッションです。自分が出たということもありますが、とっても気持ちよかったです（`・v・´）ディスカッションで、自分が反論すると、会場の人楽しそうに反応してくれて、とってもうれしかったです（・v・）しゅくしゃでいっしょになった、大阪などの方からも、「今日前に出てやってた子やよね！めっちゃ良かったで！」など声をかけて下さり、とてもうれしかったです。（中略）分科会では、「LINEを上手に使ったらどうか」や、「平日に何人かで学校に行き呼ばかけたらどうか」というような意見もでてきて「それは難しいから、DVDやCDを使って校内放送したり、LINE以外にも、InstagramやSNS、ツイッター等のインターネットを活用すればいいんじゃないか」という案もでてきて、参考になりました。これをなるべく使って、もっとPRしていきたいです。

（11歳 小学生）

まとめ

委員は、フォーラムを通して、様々なおとなや子どもとの出会いに刺激を受け、「おとなとの話し合いの場をつくりたい」「できることからやっていきたい」など、新たな目標もでき、自信へとつながっている様子です。3月で第3期の委員会の活動は一段落となりますが、なかには、「来年も委員会に入る」と高らかに宣言してくれた委員もあり、委員の更なる成長や委員会の発展が楽しみです。

「スマホ社会と子どもの権利」～きみはどうつきあう～

参加者 21名（子ども2名 ユース4名 大人15名）

分科会
B9

みやざわ せつこ
宮澤 節子（長野県チャイルドライン推進協議会 事務局長）



「チャイルドラインにかけてくる子どもたちは今、電話から携帯、スマホへと変化しています。それに伴い様々な問題がうまれています。こうしたツールに対して子ども・おとなはどう感じているのでしょうか？ 学ぶ・育つ・表現する権利・・・こうした視点から一緒に考えてみましょう！

.....

基調講演 長野県チャイルドライン推進協議会 会長 清川輝基 氏

スマホ社会がどう影響を及ぼすのか。子どもの権利として、育つ権利（発達権）学ぶ権利（学習権）

こうした権利が、脅かされている。SNSの発達はおとな社会において日常生活において急速に大きな変化をもたらした。ひいては、子どもの育ちに様々な影響を及ぼしている。

身体においては、目への影響として、画面を至近距離で見ている危険性。足の働きを確保する小学校期において、室内において育つ子どもたちは、筋力が育たずにやがて立つことすら出来なくなる恐れがある。育つためには歩くことが重要で、小学校時期、1,500 歩必要なのにたいして、今や500 歩と言う報告がある。こうしたことを受け、厚労省から学校に「子どもは外であそぶことは、主食です！」と言う、ポスターが配布されている。

シンガポールの子どもの「ボクはスマホになりたい」スマホばかり見ているマ



マに対しての
子どもの声。ま
さしく子ども
への虐待に当
たる。こうした
環境が、今や
子どもの「育つ
権利」を奪って
いる。

目や足、ま

た発達する肺にはスマホ、タブレットを遠ざけて行くことが大事。また、長時間の使用により脳の劣化を起こす危険性もあり、日本小児学会では、早期での子どもの使用を禁止の声も上がっている。「悪魔は誕生日にやって来る」子どもの誕生日のプレゼントをして買い与える場合が多く、こうしたことへの規制を行う学校もある。

子どもたちの睡眠時間も減少し身体への影響を及ぼしている。

人と会い、話し、読書したり、遊んだりしながら、子どもが発達成長する。スマホ・タブレットの急速な普及は子どもの大切な育つ・学ぶ・表現すると言う大切な権利を奪っている。

人類が獲得してきた能力、ことば・思いが揺らいでいる。人間だけが白目を持つ意味、スマホをどう使うか、社会システムのあり方が大きく問われている。

ワールドカフェ （4グループ）

●参加者の声から（抜粋）

- ・インターネット～情報を取る時代。どこから正確な情報を取るかが問われる。
- ・法律で禁止して欲しい。小学生まではネット禁止。ネット中毒→製造者の責任。
- ・ネット依存が増えている現状。規制している国がある→アメリカ、韓国等
- ・学校の先生はこうした対応、知識が遅れている。
- ・写メによる性的いじめがある。電磁波が人体に影響を及ぼしている。自立の妨げになっている。
- ・自分は結構使ってしまう。禁止ではなく、使い方を教えるべき。
- ・口で言えない事を、メールで伝えることができる。
- ・携帯なしでは、東京は歩けない。
- ・リスクを知って使っていくことも考えていくべきでは？
- ・清川先生のお話は、脅しにきこえるところもあるけど、ある程度の限度をこえると危険性がある。
- ・子どもたちのコミュニケーションツールとしてのスマホ。でも!!それだけじゃない!!色んな形で表現したり、語ったりしている。
- ・権利には責任が伴うことが教育されているのか。ちゃんと声を聞いて欲しい。子どもの居場所作りも大切、でもそこにもスマホが・・・。
- ・便利なものには裏もある。そのデメリットをコントロールできれば・・・。
- 禁止するより、どう使わせるか。自由と責任、自由とわがままとはちがう。
- ・「ルール」納得しながらやれる、子どもの意志。恐がらせずに母親たちに、リスクとメリットを伝えるのが。お話し聞いていて眠かった。反発しなくなった。スマホの害について極端、リスクを伝えたら、使っていても OK では。ゲームに頼る背景、子どもが持つ心情にも。
- ・基調のお話を聞いた時は、禁止したほうが良いだろうとも思いましたが、同時に、今の情報社会で必要な知識を知る機会の妨げにもなるのではないかと思った。

●あなたはスマホとどう付き合っていますか？

- ・スマホに支配されず、依存せず、使いこなし、リテラシーしながらつき合いたいです。
- ・たまには、スマホなしの一日をすごしてみようかなと思いました。
- ・現時点では、全面禁止よりも使い方を教える。（メディアリテラシー）あるいは子どもと一緒に考えていく。

分科会に参加して（高校生の感想）

スマホを規制してゼロにするのは現在の社会では不可能。だからどう使うかが大切になってくる。ボクはまた悪いところ、良いところをそれぞれ調べて良いところを活用する生活をして行きたい。

おとなの多くは身体や生活面での影響を心配する意見も多く、危機感を持つ方もいた。子どもたちは、リスクより機能を優先し、これからは子どもたちにとっては必要不可欠の存在であると言い切っていた。共通点は使い方であり、おとな・子どもたちへのメディアリテラシー教育の必要性を改めて感じた。

子どもの権利条約第 4・5 回日本政府報告に対する NGO レポートと報告制度の効果的活用

あらまき しげと
荒牧 重人（子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議）

日本政府は、2017 年 6 月 30 日に国連・子どもの権利委員会（以下、CRC）に対して児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）第 4・5 回日本政府報告を提出した（本ニュースレター129 号の平野裕二氏の原稿を参照）。

これに対し、NGO レポートが 11 月 1 日までに日弁連、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議、市民・NGO 報告書をつくる会ほかから提出されている。

18 年 2 月上旬に会期前作業部会（事前審査。レポートを提出した NGO と CRC との意見交換等）が開かれた後、list of issues（事前質問事項）が作成され、日本に示される。それに対して、18 年 6 月までに日本政府は文書で回答をする（NGO は必要があれば 18 年 8 月 15 日までに追加レポートを提出する）。そして、2018 年 9 月～10 月（第 79 会期）に本審査がされ（NGO は傍聴・ロビング等）、総括所見（最終見解）が出される予定である。その総括所見を国内でフォローアップしていくということになる。

定期的報告制度の意義と課題

CRC は、条約 43 条に基づき、締約国における条約の実施状況を審査するために設置された機関である。また、第 3 議定書に基づく個人通報制度にも対応している。締約国から推薦・選出された 18 人の委員から構成される（17 年 3 月から大谷美紀子弁護士が〔日本出身の初の〕委員に選出されている）。

委員会の主たる活動は、建設的対話の精神に基づく定期的報告制度の枠組のなかで行なわれる。この報告制度は、条約の実施状況監視のための最も「基本的な」システムである。

締約国から定期的に提出される報告書および審査の場における政府代表団の説明を基本とし、国際機関や NGO から提出される情報、他の人権条約機関の勧告等も考慮しながら条約の実施

状況を検討して、総括所見において問題点の指摘とその解決のために必要な措置の勧告を行なう。締約国はその勧告を誠実に検討・実施し、次回報告書でその実施状況等について報告することが要請されている。

定期的な報告制度は、

- ① 国際レベルと国内レベルでの条約実施状況の検証を連携させる機会であり、
- ② 条約の実施にむけて政府内および政府と NGO 等との建設的対話を促進し、それらを通じて、
- ③ 条約の解釈・運用における国際人権基準を共有し国内法化していくプロセスである。ただし、条約上は 5 年に 1 回で、審査も条約本体は 1 日（6 時間）である。

そこで出される総括所見は、判決のような法的拘束力はないが、国際社会の条約の解釈・運用の水準に基づき、CRC による検証を経たうえでの、締約国における条約実施の課題であり、総括所見は国内における条約実施の優先的課題である。また、次回の締約国報告書の中心的な記載内容である。

第 4・5 回日本政府報告の全体的な問題点

前号の平野原稿でも触れているが、今回の政府報告には以下のような全体的な問題点があり、NGO レポートにおいても指摘されている。

- ① 今回の政府報告は、CRC の第 3 回総括所見に対応して回答している点および一定の範囲でデータを示している点が報告制度の趣旨からして前進面ではある。しかし、総括所見で指摘されている内容の理解が不十分で、形式的に前回の勧告に触れているにとどまり、報告制度を活用して条約を効果的に実施しようとする基本的な姿勢が見られない。また、「開き直り」とも受け取れるような箇所もある。

また、今回の政府報告でも、「第 3 回政府報告パラグラフ〇〇参照」という記述が一定項目にわたり、当該分野での 10 年間にわたる取り組みの前進面あるいは課題が見えない。

- ②「子どもの権利基盤アプローチ」を含め条約に関する基本的理解が不十分である。
- ③法・制度の説明が多い一方で、データを見ても子どもたちの実態や施策の効果が見えない。
- ④ローカルガバメントとしての自治体の取り組みを活かそうという視点がない、など。

このような全体的な問題点を持つ第 4・5 回日本政府報告について、その問題点を指摘するだけではなく、第 3 回の総括所見をどこまで実施しているかという点などについて、報告制度の意義や枠組そして限界を念頭において、NGO は NGO としての「検証」結果を示すことが求められている。

子どもをめぐる今日的な課題に対応していない報告

- ①今回の政府報告は、日本社会の子どもたちをめぐる今日的課題に条約がどのように貢献してきた（いる）のか、すべきかなどについて回答していないし、明らかにしようとする姿勢すら見えない。例えば、多くの子どもたちの権利に重大な影響を及ぼし続けている東日本大震災と福島原発事故（2011 年 3 月）について、ほとんど言及していない。東日本大震災については、子どもの意見の尊重（条約 12 条）との関係でわずかに触れているにすぎない〔政府報告パラグラフ 37。以下、括弧内の数字はパラグラフ番号〕。いまなお展望が見えない福島原発事故には、まったく触れていない。
- ②今日の社会問題の 1 つである子どもの貧困についても同様のことが指摘できる。政府報告は、子どもの貧困対策推進法の制定（2013 年）および子供の貧困対策大綱の策定（2014 年）に簡単に言及するにとどめ、「我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行なわれていない状況に鑑み、子どもの貧困の実態等を把握・分析するための調査研究等を進めているところ」〔14〕だとして、児童扶養手当・児童手当の存在〔117、118〕および支給額・受給者数等（別添 2）について触れるにすぎない。子どもの貧困率やひとり親世帯の貧困率をはじめとする現在でも把握している関連データを提供していないし、そもそも国連やユニセフが強調しているようにこの問題を子どもの権利の視点から捉えていない。

CRC に対し「挑戦的な」政府報告

- ①子どもの意見の尊重の項目においては、「学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第 12 条 1 項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」〔38〕などという一方的な解釈を今回の政府報告でも繰り返している。条約第 12 条 1 項の規定内容やその起草過程からもこのような解釈は導き出せず、CRC 一般的意見

12（意見を聴かれる子どもの権利、2009 年）や多くの国に対する報告審査にからしても通用しない解釈である。

- ②CRC は第 1 回総括所見から日本における教育の競争主義的性質を問題にしてきた〔第 1 回 22・43、第 2 回 49・50、第 3 回 70・71 等〕。それに対して、今回の政府報告では、「仮に今次報告に対して貴委員会が……〔これまでと同様の一筆者〕認識を持ち続けるのであれば、その客観的な根拠について明らかにされたい」〔123〕と述べ、新自由主義改革によって加速されている教育の競争主義的な性質がもたらす子ども・教育に対する悪影響を考察することもなく、またいわゆる名門校に入学するための受験競争や全国一斉学力テスト等の導入による点数競争の実態などについて真摯に向き合うのではなく、「開き直り」とも受け取れるような記載が見られるのである。
- ③歴史教科書の問題については、第 3 回総括所見パラ 74 で「日本の歴史教科書が、歴史的事件に関して日本の解釈のみを反映しているため、地域の他国の児童との相互理解を強化していない」ことが懸念されたが、今回の政府報告は、教科用図書検定調査審議会が検定基準等に基づいて審査しているので、それは「当たらない」〔128〕としている。2014 年の義務教育諸学校教科用図書検定基準の改訂により、社会科で「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には、それらに基づいた記述がされていること」などを追加し、教科書への政府の介入を強化したり、採択において政府の見解に疑問を持つ教科書が排除されたりしている実態を無視している報告である。

おわりにかえて－報告制度を効果的にしていくために

このような子どもの権利条約をはじめとする人権条約の最も基本的な実施措置である報告制度を効果あるものにするためには、報告制度の意義や限界をふまえた上でその位置づけと実質化が必要である。

ところが、日本政府は条約上の義務である報告制度を誠実に位置づけ履行しようとしていない。現在の行政システムのもとで個別領域の条約実施に責任を持つ各省庁は、報告書の作成あるいはフォローアップの過程で個別にしか実態の把握と政策のチェックをしておらず、政府全体で子どもの権利状況や法・制度・施策等を定期的にモニタリングする機会にしていない。政府内で効果的な検証とフォローアップのための仕組みづくりとそこでの実質化が要請されている。NGO が提起して取り組んできたフォローアップのやり方―国会議員と政府と NGO・市民社会の三者による意見交換会のようなものを公的な仕組みにしていけることが望まれる。

また、現在の「政府報告」を条約の文字どおり「締約国報告」にすることが必要である。政府が中心になって作成するとしても、国会で報告書について審議することが望まれる。条約の実施についての監視は国会の重要な役割である。

4 歳児の声もきちんと聴きとる、 ドイツの子ども・若者の社会参加

林 大介〔東洋大学非常勤講師
模擬選挙推進ネットワーク代表〕

ナチス時代を反省し、同じ過ちを繰り返さないために、ドイツは 1950 年代から政治教育に取り組んでいます。しかも、単に政治的知識を身につけることが目的ではなく、実際に社会の一員として社会に参加していくことが求められています。今回、2017 年 9 月に行われたドイツ連邦議会議員選挙に合わせて、ドイツの子ども・若者の政治教育や社会参加の現場の視察に行ってきました。以下、特徴的な取り組みを報告します(科学研究費助成事業「挑戦的萌芽」＜18 歳選挙権を踏まえた主権者教育及び子どもの社会参画促進につなげる国際比較研究＞として実施)。

小学生が運営する、立候補者を招いての公開討論会

ドイツでは選挙期間中でも立候補者を招いて公開討論会を行うことができます。参加した「実際の立候補者による、小学生～中学生世代向け公開討論会」は、平日の午前中に、民間の



子ども美術館のホールを会場に行われました。近隣の学校の 5-8 年生の 150 人あまりが参加し、立候補者も与党 CDU のほか、SPD、FDP、左翼党、緑の党、AfD など 7 党から参加。前半(約 1 時間)は、事前に小学生が考えた質問を各政党が順番に答え、後半(約 1 時間)は候補者ごとのブースで直接意見交換というもの。教員は会場まで引率するだけで、司会はもちろん、当日の運営も 5-8 年生が担っていました。

小学生からの質問は、「(会場となっている)子ども美術館への補助について」「学校制度について(ドイツでは、小学 4 年生の時点で自分の進路を決める)」「難民について」「同性婚について」など、実際の有権者であっても気になる内容で、これらの質問は事前に各学校で子どもたちが話し合い、決めてきたそうです。

質問に対して、ユーモラスに答える候補者もいれば、淡々と説明する候補者もありました。日本では「話を聴くときは静かに」「回答が終わったらみんなで拍手」など堅苦しくなることが目に浮かびますが、回答内容によっては、ブーイングや歓声、拍手が子どもたちから起こりました。政治家を身近に感じる空間が、ドイツではありました。

小学生も、候補者も、一緒になってドイツの未来を考える

小学生に感想を伺ったところ、「政治は、経済のことも決めるから大事だと思う(10 歳)」「政治はまじめくさっていると思ったが、参加して面白かった(13 歳)」「政治が良くないと言いつつ選挙に行かないのはおかしい(14 歳)」といった声があり、子どもなりに考えていることが伝わってきました。

もちろん、全員がまじめに参加しているわけではなく、隅のほうでスマホを見ていたり、友だちとおしゃべりしている子もいたが、これは日本でも同じこと。それでもこうした場に参加することで、政治家と身近に触れ合うことができていることに驚きを感じました。

候補者に小学生と対話するメリットを伺ったところ、「若いときから政治は良いものだとなっていて欲しい」「複雑なことは簡単に話して、身近になるように心がけて説明した」「若者にとっては政治は身近なものであり、教育や大学など、関係するテーマを扱って意識を高めている」など、選挙だろうと、子どもに政治が身近だということを伝える機会を大事にしていることが伺えました。

4 歳児の声を公園改修に反映

また、訪問したベルリン市では、公園改修にあたり保育園児の声を反映させているということで、実際にそのヒアリングの様子を見学しました。

高層マンションに囲まれた広い公園を利用している、マンション 1 階の保育園に通う 4 歳の子どもたちが対象でした。

最初に行行政職員から子どもたちに手渡されたのは、発泡スチロールで出来た緑色と赤色の大きなピン。公園内を歩き回り、『自分が好きだと思う、または良いと思うところ』に緑色のピンを、『自分があまり好きでないところ』に赤色のピンを挿すというもの。このピンは遊び感覚を引き出すために重要で、小さな子どもでも簡単に意思表示のできるような効果的な仕組みを工夫していました。

保育園前のちょっとしたスペースで一人の女の子が緑色のピンを挿しました。職員はすかさず「どうしてここが好きなの?」と女の子に問いかけると、



「皆でガーデニングをしたいの!」と嬉しそうに答えていました。子どもの意見を問うだけではなく、必ず「どうして好きなのか/好きではないのか」を聞くことを大事にしているとのこと。おとなになっても積極的に自らの考えを主張できる人材に育つために、ドイツでは小さい頃から自分の意見を求めることが当たり前になっていました。

<全国初！指定管理者選定委員会への子ども参加> から思う子どもの意見表明とまちづくり

なかがわ ともお しまむら そうた
中川 友生 島村 颯太（早稲田大学大学院）

全国初の指定管理者選定委員会への子ども参加

大学院で子ども参加のまちづくりや子ども支援を学ぶ私たちのもとに、7月に宮城県石巻市の子どもセンターの指定管理者選定委員会に、子どもたちが委員として参加するという情報が飛びこんできました。

全国に例がない、自治体施設の指定管理者を選定する委員会の一員として子どもたちが参加することに私たちは驚き、子どもたちが日常に利用している子どもセンターの管理者を選ぶのにおとなたちの中でどのような質問や意見をのべるのか、そしておとなたちは、委員会の中で子ども委員の意見をどのようにうけとめるのか、その現場の雰囲気を感じたいと思いました。私たちは、ゼミの仲間と石巻市役所に審査会の詳細を確認して、残暑が厳しい9月24日に石巻市役所を訪れて子ども支援センター指定管理者選定委員会を傍聴しました。

どうと質問や意見をのべる子ども委員の姿

選定委員会は、朝10時から12時まで石巻市役所庁議ホールでおこなわれました。選定委員会は、指定管理候補者団体（1団体）による子ども支援センターの運営などのプレゼンテーションがあり、候補者団体へのおとな委員から質問、そして5名の子ども委員の質問、そして候補者団体と私たちが一度退室して、最後に子ども委員の意見発表という内容でおこなわれました。傍聴者は私たちと新聞社が1名でしたが会場は選定委員会にふさわしく緊張感のある雰囲気がただよっていました。

おとな委員からは、事業計画、職員配置、配慮のいる子どもへの対応、会計報告や予算案などについて質問がありました。

小学生、中学生、高校生で構成される子ども委員は、事前に候補者の事業計画案などの配布資料を読みこんでおり、現在の子どもの支援センターと地域社会のかかわりの継続や設備面の希望、事業計画や予算案に関する質問などをおとなたちの中で堂々とのべていました。その中でも圧巻であったのは、子ども委員が選定委員会のために事前に実施した、センター利用者の子どものたちへのアンケート結果をもとに、親に話せないことでも相談でき、何か行動したい時にも応援してくれる現在のセンター職員とのかかわりが必要なので職員を変えないでほしいという意見を論理的にのべている姿でした。個人の意見だけでなく子ども委員としてセンターを利用する他の子どもの意見をまとめ、データを使って周りのおとな委員に意見を説明する姿は、ともに、まちづくり一員として、とても頼もしい存在に思えました。また、おとな委員も、子ども委員が発言しやすいように「何でも聞いていいんだよ」と冒頭に声かけし、子ども委員の質問を候補者団体もおとな委員も顔

を見てうなずきながら真剣に話を聞き、質問に答えている姿は、選定委員会にかかわるおとなが、子どもをパートナーとしてまちづくりを考えている印象をうけました。

指定管理者選定委員会を傍聴して思うこと

今回の子ども委員の活躍を傍聴し、私たちは、まちづくりのような子どもに関係することは、指定管理者の選定といった高度な社会参加が求められる場面でも、公正に意見をのべ審査していく「力」を十分に持っていることを感じました。この子どもの「力」は見学した私たちの想像以上で、どのように身につけてきたのかとても興味深かったです。

先に退室となったため、子ども委員に直接、話を聞くことはできませんでしたが、子ども委員は、子ども会議などに参加した経験のある子どもたちだそうです。家庭、学校、地域といった日常の中で、自分の意見を説明し、その意見を友達やおとなが真剣に聞き、話し合われ何かが実現する（しない）経験をしている子どもたちといえます。この経験こそが子どもが社会参加する「力」をつけるために大切であり、その結果として社会参加をすすめていくのではないのでしょうか。おそらく、子どもの意見を形式だけ聞かれるという経験しかしてこなければ、この「力」を身につけることは難しいとも感じました。

審査会の最後に、委員長が子ども委員に「みなさんの意見は、候補者団体にちゃんとつたえ、審査にも反映させます」と力強く言われました。おとなも、子どもをまちづくりを考えていく頼もしいパートナーと考えている強いメッセージを感じました。このような、まちづくりへの子ども参加が進んでほしいと思います。またおとなとして、日常の中で子どもが話すことに耳を傾け、なにかが変化する経験をつむことを応援したいと強く感じました。



ネパールでは、児童婚、子どもの栄養・健康・教育へのアクセスの保障、子ども兵士の問題、2015年のネパール地震後の復興など喫緊の課題が山積するなか、今年およそ20年ぶりに地方選挙が実施され、そこで選出された首長や地方議員のリーダーシップのもと、「子どもにやさしい地方行政」(Child Friendly Local Governance)の取り組みが進められています。

なかでも、ネパール南西部に位置し、人口約6万8千人(そのうち子どもは人口の4割強)のサンウォル(Sunwal)市は、2015年6月にネパールで初めて「子どもにやさしい地方行政」として認定された自治体です。サンウォル市がこのような認定を受けたのは、市民との協議・調整、行動計画の作成、成果重視の予算策定など、さまざまな関係者を巻き込んで取り組みが進められ、中央政府が定めた「子どもにやさしい地方行政」に関する39の指標と独自に追加した2つの指標(校舎へのスロープ設置など)を満たしたと認められた結果ですが、とりわけ子どもたちの要望がまちづくりに反映されている点が特徴的です。

そこで今回から数回に分けて、ネパールの「子ども参加のまちづくり」の中心的役割を担う「子どもクラブ」の取り組みについて特集します。サンウォル市には、現在161の「子どもクラブ」(学校ベース54/地域ベース107)と14の「子どもクラブ」ネットワーク(市全体および地区別)が結成されています。今回は、11歳で自分の住む地区に「子どもクラブ」を創設し、サンウォル市全体に「子どもクラブ」を広げ、サンウォル市「子どもクラブ」ネットワークの初代代表になったビバナ・シャルマさんに、「子どもクラブ」の設立経緯や取り組み内容を紹介していただきます。(内田塔子/東洋大学)

「子どもクラブ」と子どもにやさしい地方行政①

ビバナ・シャルマ 18歳

サンウォル市子どもクラブ・ネットワーク初代代表

ネパール子どもクラブ・ネットワーク創設者

ネパール「子どもにやさしい地方行政」フォーラム・メンバー



それは2011年7月のある夏の日のことでした。私は学校に行く途中で、スクールバスを待っていました。その時、私はバルコニーに立って「バイバイ」と手を振っている女の子を見つけました。彼女は女の子で障害があるがために、学校に通っていないということがわかりました。そして同じ時期に、私の家の近くのホテルで、子どもたちが働いていることに気づきました。これらのことにとてもショックを受けた私は、このことについて何か言わずにいられなくなりました。しかし声を上げて、私1人で言っているのでは、誰にも聞いてもらえませんでした。まさにこのような状況が、サンウォル市を子どもにやさしいまちにするために私が力を入れるようになったきっかけであり、11歳の時にそれが私の夢になったのです。

そこで私は自分の住む地区に「エカタ・子どもクラブ(Ekata Child Club)」という名前の「子どもクラブ」を設立しました。「子どもクラブ」は18歳未満の子どもで構成された非営利グループで、「教育」に一番重きを置き、次いで、他のステークホルダーと連携して子どもの権利を促進することを活動目的としました。私が「子どもクラブ」の初代代表になり、30人以上の子どもの声を取りまとめたことで、自治体で子どものことが議論にのぼるようになりました。私たちは、ネパール政府の子どもにやさしい政策の採択と実施のために、自治体責任者と話し合いました。私1人で声を上げて誰にも聞いてもらえなかったのが、今回は、その責任者は私たちの要求について納得してくれました。それから私たちは、自治体のソーシャル・モビライザーの助けを借りて、自治体内のすべての地区に子どもクラブをつくることに着手し、合わせて130以上の子どもクラブが設立されました。サンウォル市のすべての地区と村の「子どもクラブ」ネットワークを立ち上げたところで、私が12歳の時に、私はサンウォル市「子どもクラブ」ネットワークの初代代表になりました。

この時から、私たちの「子どもにやさしい地方行政」を目指す旅が始まりました。「子どもにやさしい地方行政」になるためには、ネパール政府が提示する39の指標を満たす必要がありましたが、私たちはそこにさらに2つの指標(校舎に車いす用のスロープを設置すること、ヨウ素不足による健康被害を防ぐためのヨウ素添加塩を全戸に配布すること)を追加しました。それ

から私たちは、20人の女性ボランティアを募って市内の各地区に2名ずつ配置し、1人の「子どもにやさしい地方行政」アドバイザーと担当者も無給で置きました。サンウォル市は、市レベルの子ども保護委員会や「子どもにやさしい地方行政」委員会を設置し、子どもの問題に市全体として取り組むようになりました。ネパール政府は、自治体が全体予算の15%を子どもに配分することを決め、自治体がボランティアやアドバイザーのファシリテートのもとに子ども会議を開き、子どもたち独自の計画を策定していくこととしました。以前は、市が子どもに行動計画について尋ねることはなく、子ども予算を橋や寺院等の建設に使用していましたが、これ以後、子どもたちの計画について子どもが市議会に呼ばれるようになり、子どもたちの計画が承認され、行動計画として実行されていくようになりました。(つづく)



追加指標により
実現したスロープ



「子どもクラブ」メンバー

<129 号富田原稿の再掲載について—お詫びと報告>

ニュースレター129号の富田稔（天理大学）さんの原稿が、編集上のミスで、以下のように文章が欠落したこと、およびサブタイトルにも誤り（×「四條畷市」→○「四條畷市」）を生じたことにつきまして、深くお詫び申し上げますとともに、ここに再掲載させていただきます。欠落部分は、ニュースレター129号2段目の20行目からの文章、「プログラムは、以下のとおりである。」と「⑤「ワンピース」の主題歌をみんなで歌う。」の間の①～④の項目です。（編集部）

「子どもにやさしいまち」と「ワンピース」

— しじょうなわて し 四條畷市子ども基本条例の制定など —

とみた みのる
富田 稔

天理大学／四條畷市人権協会アドバイザー
四條畷市人権文化をはぐむまちづくり審議会前会長

子どもの権利に満たされたまちを「子どもにやさしいまち」とよぶ。いま、子どもたちは、虐待・いじめ・体罰・暴力、不登校、貧困など厳しい現実のなかにいる。このように状況を地方自治のもとで、子ども支援と子どもの権利の視点や方法で解決していくための考え方が「子どもにやさしいまちづくり」である。

大阪府の東北部に位置し、東西に広がる、人口約5.5万人の四條畷市では、これまで「子どもにやさしいまちづくり」に積極的に取り組んできた。1994年、「子どもの権利条約」が日本において批准されると、解説パンフレットをいち早く作成し、市民啓発をおこなっている。2003年、子どもの人権尊重と健全育成に関する「次世代育成支援対策推進法」に基づき「なわて子どもプラン」を策定した。2009年には、「人権行政基本方針」、2011年に策定された「人権行政基本方針に基づく行動計画」

（筆者は主筆として関わる）で具体的な施策に着手した。この行動計画は、「子ども自身が、一人ひとりの人権を大切にすることを育むよう、関わりを持つ家庭、学校、地域等様々な人々が、子どもの自由や自己決定を大切にする子育てができるよう環境整備に努める」ことを重点目標として掲げている。

そして昨年、地方自治体の子ども施策の基本姿勢を示す法規範である「四條畷市子ども基本条例」を制定した。この「子ども条例」は、子ども施策をさらに大きく前進させ、いまを生きる子どもたちの自己肯定感と豊かな成長を支援し、子どもの権利のための施策につながっていく上で大きな意義を持つ。

もちろん「子どもにやさしいまちづくり」を推進していくには、行政・関係機関・市民・NPO等による連携・協働が欠かせないことはいままでもない。当市でのその一つの試みが官学連携活動である。天理大学教職課程同和教育特論講座は2010年から、人権教育・啓発の推進のために教育、文化の分野において自治体と連携、協力をおこなってきた。本講座が持つ知的資源や人的資源を活かした社会貢献を目指している。たとえば、次のようなプロジェクトを立ち上げた。①担当教員による課題解決のための調査・分析・企画・政策提案（研究）、②学生を中心とした課題解決のための調査・分析・提案（課題解決型学習）、③学生・教員の自主的な活動（幼児・児童への人権・平和学習、ボランティア、社会活動）などである。代表的なものとして、2012年2月に四條畷市が実施した「市民人権意識調査」の集約結果を大学生の視点で分析と人権平和展や市民の集いの「子どものあそびコーナー」で直接子どもたちとのふれ合いを、取りまとめた「子どもの人権」に関わるレポート報告がある。ここでは、それらの端

緒となった事業を紹介する。

2011年に始まった夏休みキッズランド「平和・人権講座：天理大学生とワクワク☆ワンピース」（四條畷市教育部公民館事業）である。タイトルからもわかるように、平和のピースとアニメのピースをかけている。子どもたちがたくさん集まる魅力的な事業にしたいとの思いから、ネーミングにこだわった。子どもたちへのリサーチを実施したくらいである。

その成果は絶大。申込み受付と同時に定員を越える。当日キャンセル待ちと参加者が会場入り口付近で混雑する。毎回内容を見直し改善を図り、夏の風物詩と呼ばれるまでに成長した。反響が大きく、市内の教員の2年経験者研修に指定されたり、教育長・教育部長の参観もおこなわれる。コンセプトは、友だちと遊んで学ぼう／平和について友だちと一緒に考えよう／多様な価値観に触れ合おうとし、ねらいを友だちをつくる／友だちとつながる／人権・平和に関して、友だちとつながることから学ぶ／自分たちで平和について考え、行動をおこす強い思いを持つ／「子どもの権利」について考えるとして設定している。プログラムは、以下のとおりである。

①グループ活動

- ・スライドショーによるクイズ
- ・グループワーク＜平和についてのイメージ（気持ち・色・音・おい）を考え意見をまとめる。

②紙芝居（絵本：ピース・ブック）〈日本語・英語・朝鮮語〉

- ・考えたこと、感じたことなどをグループ内で発表しあう。

③「子どもの権利条約」「四條畷市子ども基本条例」について学ぶ。

- ・協力ゲームをおこなう。

④集合写真撮影・工作の時間

- ・フォトフレーム・缶バッジ

⑤「ワンピース」の主題歌をみんなで歌う。

「子ども条例」制定後は、「子どもの権利条約フォーラム in 関西」のスタッフの協力を得て、より主体的に自らの権利について向き合えるプログラムの工夫に努めている。

子どもたちから例年寄せられる、「楽しかった」「来年が待ち遠しい」「あったかい思いが伝わった」「平和ってすごいんだなあ」「平和っていいな」などの声に耳を傾け続けたい。そして当市の子どもたちがありのままの自分であること、自由に遊び、安心して人間関係を創り合うことができる居場所、発信の場と位置づけ、「子どもにやさしいまちのネットワーク」の一翼を担う強固なプロジェクトとなるよう進めていきたい。

教育機会確保法の誕生

—子どもが安心して学び育つ—

フリースクール全国ネットワーク・
多様な学び保障法を実現する会編

発行日 : 2017 年 8 月 25 日
発行 : 東京シュレー出版
定価 : 1800 円 + 税



— 目次 —

序にかえて 普通教育における多様な学びの場の広がり必然性
汐見稔幸

第 1 章 教育機会確保法はどのように誕生したのか
奥地圭子

第 2 章 議員連盟は教育機会確保法にどう取り組んだか

第 3 章 教育は人権保障の中核
前川喜平

第 4 章 不登校の子どものための教育機会確保法—その読み方
喜多明人

第 5 章 教育機会確保法に期待すること
あとがき
奥地圭子

◆憲法 26 条を直接受けた「普通教育の機会」確保法であること◇

2016 年 12 月 7 日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、普通教育機会確保法という）が成立しました。これを受けて、学校や行政、民間教育団体の現場ではどのようにこの法律を活用するのか。関係者による法案成立までの経緯や、なぜこの法律が必要なのかについての解説、法律の具体的な運用などについて考察した書物です。

この法律の基本的な特徴、意義は、第 3 章、前川喜平さん（前・文科事務次官）が力説されている通り、憲法 26 条を直接受けた「普通教育の機会」確保法であることです。日本国憲法 26 条では、すべての子どもの教育を受ける権利を保障（1 項）していくために、親・保護者に対して普通教育を受けさせる義務を課しました（2 項）。ところが、この普通教育を受けさせる義務に関しては、戦後 70 年間一貫して、学校教育法（1947 年）1 条に定めた「学校」（一条校）へ通わせる親・保護者の就学義務のみで対応させてきました。しかし子どもの学ぶ権利行使の視点に立つと、公教育法制上は、本来子どもや親の求めに応じて学校外の普通教育の機会の確保も必要でした。

この学校外の普通教育の機会確保については、①不登校の子どもの教育機会、②夜間中学の教育機会の確保について、双方の確保が該当するだけでなく、たとえば外国籍の子どもなど義務教育段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者全体が含まれていることに注目するべきです。この理念をしっかりと把握できれば、夜間中学だけ認めるとか、不登校対策法だとかいう理解の仕方がいかに不適切であるかご理解いただけると思います。

喜多 明人（早稲田大学）

編集後記

今年の信州フォーラムは、昨年大盛況に終わった大阪フォーラムからのバトンを受け継ぎ、全国各地から心あるおとな、パワー漲る子どもたちが集結しました。日頃よく耳にする『権利 vs 義務論（ネットワーク主催：基礎講座でも扱います）』など吹く風、参加したすべての人が『子どもの権利条約』を理解し、条約普及の為に日々ご尽力くださっている方々であると思うと、この冬の寒さをも吹き飛ばし、心温まるひと時を過ごすことが出来ました。長期にわたる準備に携わってこられた実行委員の皆さまに、心より御礼申し上げます。

また、このバトンは足利へと引き継がれてまいります。足利の実行委員の皆さま、どうぞよろしくお願い致します。

さて、そんなフォーラムが終わった直後、世間では「今年の世相を表す漢字」が『北』と発表されました。理由を聞けば、なるほどなあ〜とも思いはするものの、私個人としてはどうもしっくりこないのです。もしかして私は前川喜平氏の講演にもあった、「思想的マイノリティ」なのだろうか？ そんな思いを胸に、この年の瀬を迎えています。

私は今年、ウン十年振りに学校という場に戻り、2 つののを感じました。1 つは、相変わらず現場はいろいろな意味で遅れていること。2 つ目は発達障害系の児童・生徒が増えていることです。

これだけいろいろなマイノリティ性を持った子ども（おとなも）が増えているにもかかわらず、学校現場は今も昔もさほど変わっていない。となれば、適応出来ない子どもが増えても当然です。しかしながら未だ文科 770 号通知も確保法も現場には浸透していないという現状があります。現場の先生方は本当にご多忙、かつ激務ですから、なかなか新たな知識を吸収する時間的余裕も精神的余裕もないのだと思います。

しかし、誰にでもありのままの自分でいられる権利があります。地毛証明だ何だかんだと規制を強めるのではなく、子どもの主体的な学習かつ経験の中から生まれる「チカラ」を信じるおとなの「心」を育み、その相乗効果を期待して 2017 年の幕を下ろしたいと思います。

皆さま、良いお年をお迎えください。



「子どもの権利条約」No.130 号 2017 年 12 月 15 日発行

★発行（季刊・年 4 回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

E メール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000 円 学生 3000 円
18 歳未満 1000 円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150

ゴドモノケンリジョウヤクネットワーク

★印刷（株）第一プリント